

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年12月20日(火) 16:56～17:11

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生	
	1番	儀間	徹	
	2番	安里	正春	
	3番	並里	茂明	
	5番	東江	良和	
	6番	知念	雄二	
	7番	玉城	政和	
	8番	知念	正和	
	9番	玉城	正芳	計9名

欠席委員

なし

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第3号 工事完了報告について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 島袋 英樹

主事 崎濱 秀太

平成 28 年 第 12 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 28 年第 12 回伊江村農業委員会総会を開会します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 事務局より報告致します。委員総数 9 名中、9 名の全委員が出席しております。

議長 只今、事務局より報告のとおり、委員総数 9 名のうち 9 名出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。
それでは議事に入ります。

日程の第 1、会議録署名委員の指名を行います。委員は慣例に従い、議長が指名したいと思います。委員に 3 番並里委員。5 番東江委員を指名致します。

日程の第 2、会期の決定の件を議題と致します。本総会の会期は本日一日間にしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

議長 日程の第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。

No. 1、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 7,334 m²となっております。申請地が●。地積が 812 m²。次に同じく●。地積が 618 m²。2 筆の合計面積が 1,430 m²。坪にしますと 432 坪。所有権移転の売買での案件となっております。坪当りの単価は 3,000 円となっております。

次に No. 2、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 21,028 m²。尚、●さん●さんの間柄は親子となっております。申請地が●。地積 2,493 m²。同じく●。地積が 4,170 m²。●。地積が 2,640 m²。続きまして●。地積が 1,841 m²。同じく●。地積が 557 m²。続きまして●。地積が 1,702 m²。続きまして●。地積が 354 m²。次に●。地積が 1,554 m²。同じ

く●。地積が 845 m²。同じく●。地積が 951 m²。次に●。地積が 971 m²。最後に●。地積が 2,950 m²。12 筆の合計面積が 21,028 m²。坪に致しますと 6,360 坪。所有権移転の贈与での案件となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全委員 異議なし。進行してください。

議長 はい、質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議は有りませんか？

全委員 異議なし。

議長 はい、異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第 4、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」。上記の件について下記の通り申請されていますので、可否の意見を求めます。

申請人●さん●さん。譲渡人●さん。申請地が●。地積が 696 m²のうち、転用面積が 367.96 m²。転用目的が一般住宅となっております。20 年間の使用貸借権での設定となっております。次の頁をお願いします。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。意見書となっております。この意見書についても併せて採択の方をお願い致します。では、意見決定の理由について申し上げたいと思います。「当該申請地は●に位置し、本村の農業振興地域整備計画から除外された区域となっており、第 2 種農地に該当する。転用にあたっては他に代替地がないことから適当と認める」。という意見を付けて県へ進達したいと考えておりますが、皆様のご審議、宜しくをお願いします。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2 番 議長

議長 はい、2 番

2番 これは使用貸借になっていますので恐らく、譲り渡し人、譲受人は身内だと思いますが、共同で申請しているのはどういう理由であるのか。という事と、これ夫婦か分かりませんが共同でやっていますね。これは、今の367.96㎡は、分筆はまだしてなくて、大体の測量したあれでしょうか？

局長 議長、宜しいでしょうか。

議長 はい。

局長 2番、安里委員の質問にお答えします。譲渡人の●さんと譲受人、●夫妻のご関係なんですけど、●さんが●さんの娘さんにあたりまして、今回、土地の貸借の契約もですね、プラスあと建物の登記。建物の完成後の登記も共同、2分の1での登記をします。あと、住宅ローンも半分ずつのローンをそれぞれ計画している関係でですね、今回、使用貸借での部分につきましてもお父さんと20年間の契約を交わす。ということでございます。あと、367.96㎡なんですけど先程、現地でご覧になった通り、杭打たれておまして、土地家屋調査士の方から地積測量図の方もこうゆう形で出されております。で、赤い杭が二か所、北と南の方に有ったと思うんですが、道路側に面する此方側の部分が367.96㎡と。で、残る東側の残地が332.08㎡と測量が入っておりまして、今回転用する部分につきましては「●で地番を考えている」と。で、残った残地については●と、いう形でのものが出されております。以上でございます。

議長 宜しいですか。

2番 夫婦ですか。

局長 はい。

2番 あまり、こうゆうケースが無いものだから、何かあったのかなと。いいですよ、はい。

議長 他にございませんか。

全委員 異議なし。進行をお願いします。

議長 はい。進行致します。質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議は有りませんか？

全委員 異議なし。

議長 はい、異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第5、議案第3号「工事完了報告について」を議題と致します。本案について、事務局に説明を求めます。

局長 はい、事務局よりご説明致します。議案第4号「工事完了報告について」。上記の件について、下記の通り進達したいので可否の意見を求めます。

転用事業者●さん。申請地は●。地積が1,002㎡。転用面積も同じく1,002㎡。転用目的は農家住宅建築。許年月日及び許可指令番号が●で、農地法第4条に基づき許可されております。進達による意見でございますが、「事業計画通り工事完了しており、現況宅地と認められる」。尚、本件につきまして併せて現況証明願が提出されておりますので、本総会にて可決を頂いたのち、現況証明書を交付したいと考えております、以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全委員 異議なし。

議長 はい、これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか？

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
平成28年第12回総会を開会します。お疲れ様でした。

終了時間 17:11

署名

会長 玉城 増生 印

3番 並里 茂明 印

5番 東江 良和 印